

## 三箇自治会ホームページ管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、三箇自治会ホームページ（以下「ホームページ」という。）の企画、制作、公開その他の事務について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会)

第2条 ホームページを適正に管理し円滑に運用するため、ホームページ管理運用委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) ホームページの管理運用に関すること。
- (2) ホームページの掲示内容に関すること。
- (3) ホームページのセキュリティに関すること。
- (4) 人権及び個人情報の保護に関すること。
- (5) 知的所有権に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ホームページの管理運用に関すること。

(ホームページ管理責任者)

第3条 ホームページの適正な管理運用を図るため、ホームページ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、自治会長(区長)とし、ホームページの管理運用を統括する。
- 3 管理責任者は、ホームページの企画、制作、公開その他の事務を担当するホームページ主任担当者を任命するものとする。

(掲示してはならない情報)

第4条 次の各号に掲げる情報は、ホームページに掲示してはならない。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの
  - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
  - (3) 人権を侵害し、又はおそれのあるもの
  - (4) 第三者を誹謗中傷、又は第三者に不利益をもたらすもの
  - (5) 公共の福祉に反するもの
  - (6) 児童又は青少年の育成に悪影響を及ぼすおそれのあるもの
  - (7) 宗教又は思想に関するもの
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、管理責任者が掲載できないと判断したもの
- 2 情報をホームページに掲示するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 氏名と次に掲げる情報を連結させた情報は掲示してはならない。ただし、自治会役員が自治会事務を遂行するために必要な連絡先としての電話番号、Eメールアドレス等は、この限りでない。
    - イ 住所
    - ロ 生年月日
    - ハ 電話番号
    - ニ Eメールアドレス
  - ホ イからニまでに掲げるもののほか、管理責任者が掲載してはならないと判断した情報

(2) 第三者が作成した文書、写真、画像等を掲示する場合は、当該情報の著作権に留意すること。

(情報の収集・提供)

第5条 ホームページ主任担当者は、自治会活動における情報の収集に努めるものとする。

2 委員会の委員及び自治会役員が自治会活動における情報を収集したときは、速やかに、ホームページ主任担当者に当該情報を提供するものとする。

(情報の公開)

第6条 ホームページ主任担当者は、ホームページに情報を公開する場合は、必ず、管理責任者の承認を受けなければならない。ただし、自治会ニュースその他の定例的な情報又は別に自治会長(区長)の決裁を受けた情報を公開する場合は、この限りでない。

(電子メールによる意見、要望等の受付)

第7条 ホームページ及び自治会活動に関する意見、要望等の受付先として、自治会のEメールアドレスを公開する。

2 Eメールで受け付けた意見、要望等で回答が必要な場合は、真摯に検討を行い、速やかに、発信者に回答するものとする。ただし、回答に相当の時間を要する場合は、この限りでない。

3 受け付けた意見、要望等について回答するときは、回答内容について自治会長(区長)の決裁を受けなければならない。

4 受け付けた意見、要望等の発信者の個人情報及び内容は、第三者に漏らしてはならない。

(規定外事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、ホームページの管理運用について必要な事項は、自治会長(区長)が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。